

令和7年度若年層向け人権啓発事業におけるキャッチコピー募集要項

1 趣旨・目的

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが人権尊重の意識を高めることが大切です。

ついては、将来の社会を担う若年層の人権意識のより一層の向上のために、県内の大学生の皆さんから人権に関するキャッチコピーを募集します。

本事業を通じて、大学生に対して人権について考え、行動するきっかけを提供します。

2 募集テーマ

【SNS 上での誹謗中傷】

SNS 上で、相手を傷つけるような投稿が問題となっていることから、画面の向こうにいる相手の気持ちを考え、誹謗中傷を防ぐもの

3 使用目的

優秀作品は、啓発資材(卓上ポップおよびチラシ)に表示し、大学の食堂や談話室等に設置します。また、優秀作品は本事業以外の人権啓発事業においても使用することがあります。

優秀作品を周知することにより、若年層の人権意識の向上を図ります。

4 応募資格

県内に在住または通学している大学生(大学院生も含む)

5 募集期間

令和7年(2025年)6月1日(日曜日)から令和7年(2025年)7月31日(木曜日)まで

6 応募点数

1人5点まで応募できます。

なお、1人5点を超える応募があった場合は、受付順で6点目以降の作品は無効とします。

7 応募方法

以下の応募フォーム(しがネット受付サービス)に必要事項を入力してご応募ください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/6776765757434839473>



<必要事項>

- ・キャッチコピー
- ・氏名
- ・氏名 読みがな
- ・ペンネームでの公表を希望される場合はペンネーム
- ・お住まいの市町名
- ・電話番号
- ・大学名
- ・メールアドレス
- ・希望する副賞

8 応募要件

キャッチコピーは35文字以内としてください。(漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの使用可。記号やスペースも1文字と数えます。)

また、作品は未発表の自作のものに限ります。

9 優秀作品の選考・発表

応募作品は、滋賀県において審査を行い、優秀作品を選定します。

優秀作品の発表は、令和7年8月中に本人に通知するとともに、滋賀県ホームページへの掲載や報道機関を通じて公表する予定です。

また、優秀作品の発表の際は、作者の氏名(またはペンネーム)および大学名もあわせて公表させていただきます。

なお、入賞されなかった方への通知は行いませんのでご了承ください。

10 副賞

優秀作品に選ばれた作者は、以下のいずれかの体験ができます。

(1)「ジンケンダーラジオ」出演

エフエム滋賀で毎週放送している人権啓発ラジオ番組「ジンケンダーラジオ」に出演できます。

(2)ジンケンダー体験

県が実施する人権啓発事業(街頭啓発やイベント)において、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」の着ぐるみに入り、県民とふれあうことができます。

11 個人情報の取扱い

応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、作者への通知以外の目的で使用することはありません。

12 著作権等に関する事項

- (1)優秀作品の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)、その他一切の権利(商標・意匠の出願および登録をする権利)は、すべて滋賀県に帰属するものとし、作者(著作者)は滋賀県および滋賀県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとしします。
- (2)下記の場合、優秀作品の発表後であっても決定を取り消すことがあります。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 応募フォームに虚偽の記載をした場合
 - ウ 優秀作品が別途過去に公表されたものと同じもしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令または本募集要項に反する場合
- (3)優秀作品について、第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、滋賀県では一切の責任を負いかねます。

13 応募等に関する注意事項

- (1)応募作品は返却しません。
- (2)以下の応募は選考対象とはなりません。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 応募フォームに虚偽の記載をした場合
 - ウ 応募した作品が別途過去に公表されたものと同じもしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令または本募集要項に反する場合
- (3)以下に関する通知・問い合わせは対応いたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ア 選考過程
 - イ 選考結果、理由
- (4)本募集要項に記載した事項については、今後、滋賀県の判断により、変更または追加することがあります。
- (5)応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

14 問い合わせ先

滋賀県総合企画部人権施策推進課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電話:077-528-3533
FAX:077-528-4852
メール:cf00@pref.shiga.lg.jp